

地域医療や介護・障害福祉サービス等を維持するための
報酬の確実な引き上げ等を求める意見書（案）

「地域医療の最後の砦」である自治体病院の約８割が赤字となるなど、昨今の物価高等を背景として、病院経営は厳しさを増している。このままでは経営破綻が生じるなど医療サービスの維持が困難になることが強く懸念されており、特に政策医療を担うことが多い地方の医療機関にとってはより厳しい現状である。

また、介護・障害福祉サービス等についても、報酬が物価高騰等に追いついておらず、特に訪問系サービスにおいては、送迎のための燃料費の高騰などにより、さらに厳しい経営環境に置かれており、都市部と比べ効率的な訪問が難しい地方にとってはより厳しい現状である。

国は「医療・介護等支援パッケージ」において、医療従事者の処遇改善や介護職員の賃上げを支援するとともに、介護や障害福祉サービス等において、通常の改定時期を待たない臨時的な報酬の改定も表明している。しかし、地方の医療機関や介護・障害福祉サービス等事業所の経営がより厳しい現状であることを踏まえれば、補助金等の一過性の支援に留まることなく、診療報酬等の確実で早急な引き上げは不可欠である。

よって、国におかれては、医療機関や介護・障害福祉サービス等事業所の経営を安定させ、持続可能な運営とするため、地域住民の生命や福祉を守ることに重点を置いた補助制度を早急に講じるとともに、物価高や人件費の高騰を見据えた診療報酬等の速やかな改定を確実に実施することに加えて、急激な物価や賃金の上昇などにも対応できるよう、適時適切に診療報酬等をスライドさせる仕組みを導入することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 1 2 月 日

福 井 県 議 会